

宿泊約款

適用範囲

(第 1 条) 1.当ホステルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めない事項については、法令又は一般に確立された習慣によるものとします。

2.当ホステルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応ずる事ができます。

宿泊契約の申込み

(第 2 条) 1.当ホステルに宿泊契約の申込みをしようとする者は次の事項を当ホステルに申し出させていただきます。

(1)宿泊客名、住所及び連絡先

(2)宿泊日及び到着予定時刻

(3)その他当ホステルが必要と認める事項

(4)宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホステルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

宿泊契約の成立等

（第 3 条） 1.宿泊契約は、当ホステルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホステルが承諾しなかったことを証明した時は、この限りではありません。

2.前項の規定により宿泊契約が成立した時は、宿泊期間（3 日を超えるときは 3 日間）の基本宿泊料を限度として当ホステルが定める申込金を、当ホステルが指定する日までに、お支払いいただきます。

3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 17 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4.第 2 項の申込金を同項の規定により当ホステルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払い期日を指定するに当たり、当ホステルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

申込金の支払いを要しないこととする特約

（第 4 条） 1.前条第 2 項の規定にかかわらず、当ホステルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2.宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホステルが前条第 2 項の申込金の支

払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

宿泊契約締結の拒否

(第5条) 当ホステルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- 1.宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- 2.満室（員）により客室の余裕がないとき。
- 3.宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき。
- 4.宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- 5.宿泊しようとする者が当ホステル又は当ホステル従業員に対して暴力的 requirement 行為を行い、或いは、合理的範囲を超える負担を要求したとき。
- 6.宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他の反社会的勢力であるとき。
- 7.宿泊しようとする者が、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。
- 8.宿泊しようとする者が法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。

9.天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。

10.宿泊しようとする者が、宿泊申し込み後連絡の取れる状況でないとき。

11.宿泊しようとする者が無断で第三者等を宿泊させた場合、または第三者が宿泊使用するとき。

12.宿泊しようとする者が、危険物及び重量物を持ち込むとき。

13.宿泊しようとする者が泥酔等で他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすと認められるとき。宿泊客が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。

14.犯罪、若しくは犯罪者として告訴、告発を受け、逮捕又は、告訴されたとき。

15.ペット（動物）を持ち込まれたとき。（盲導犬は可）

16.都道府県条例に規定される場合に該当するとき。

宿泊客の契約解除権

（第6条）1.宿泊客は、当ホステルに申し出て、宿泊契約を解除することができ

ます。

2.当ホステルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホステルが申込金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除した時を除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申

し受けます。ただし、当ホステルが第4条第1項の特約に応じた場合に合っては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除した時の違約金支払義務について、当ホステルが宿泊客に告知した時に限ります。

3.当ホステルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の24時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しない時は、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

4.前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊客が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着又は遅延その他宿泊客の責に帰さない理由によるものであることを証明した時は、第1項の違約金はいただけません。

当ホステルの契約解除権

（第7条）1.当ホステルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

（1）第5条第3号から第16号までに該当するとき。

（2）第8条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。

(3)第4条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。

(4)寝室での寝タバコ、消防用施設等に対するいたずら、その他当ホステルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上要なものに限る）に従わないとき。

2.当ホステルは、前項の規定により宿泊契約を解除した時は、その契約についてすでに收受した予約金があれば、返還します。

宿泊の登録

(第8条) 1.宿泊客は、宿泊日当日、当ホステルのフロントにおいて、次の事項を登録して頂きます。

(1)宿泊客の氏名、年齢、性別、住所、電話番号及び職業

(2)外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国情地及び入国情年月日

(3)出発日及び出発予定時刻

(4)宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）

(5)その他当ホステルが必要と認める事項

2.日本国内に住所を有しない外国人にあってはパスポートの呈示並びにコピー等をさせていただきます。

3.宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時に

それらを呈示し、当ホステルの承認を得ていただきます。

客室の使用時間

(第 9 条) 1.宿泊客が当ホステルの客室を使用できる時間は、到着日の午後 4 時から翌日午前 11 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2.当ホステルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

延長料金

11 時～14 時まで : 500 円/1 時間

利用規則の遵守

(第 10 条) 宿泊客は、当ホステル内においては、当ホステルが定めてホステル内に掲示した利用規則に従って頂きます。

営業時間

(第 11 条) 1.当ホステルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は揃えつけパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスのご案内等でご案内いたします。

フロントサービス時間

(1) フロントサービス 24 時間

(2) 付帯サービス施設時間

- ・自動販売機コーナー24時間
- ・コインランドリー 6時00分～23時00分

2.前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適當な方法をもってお知らせします。

料金の支払い

(第12条) 1.宿泊料金等の支払いは、日本国政府が定める指定通貨又は当ホステルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホステルが請求した時、フロントにてお精算いただきます。

2.当ホステルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

3.宿泊中に延泊を希望された場合は、宿泊される日の10時までに宿泊料金を申し受けます。

当ホステルの責任

(第13条) 1.当ホステルは、宿泊規約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホステルの責めに帰するべき事由によるものでない時は、

この限りではありません。

契約した客室が提供できないときの扱い

(第 14 条) 1.当ホステルは、宿泊客に契約した客室を提供できない時は、宿泊客

の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとしま

す。

2.当ホステルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができない時は、ご

予約された室料相当額を補償金として宿泊客にお支払いします。ただし、客室が

提供できることについて、天変地異・災害等当ホステルの責めに帰するべき事

由のないときには、補償金を支払いません。

寄託物等の取り扱い

(第 15 条) 1.宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品につ

いて、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、

当ホステルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当

ホステルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わ

なかつたときは、当ホステルは 5 万円を限度としてその損害を賠償します。

2.宿泊客が、当ホステル内にお持込になった物品又は現金並びに貴重品であつてフ

ロントにお預けにならなかつたものについて、当ホステルの故意又は過失により

滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホステルは、その損害を賠償します。た

だし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホステルに故意又は重大な過失がある場合を除き、5万円を限度として当ホステルはその損害を賠償します。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

（第 16 条） 1.宿泊客の手荷物が、宿泊に先だって当ホステルに到着した場合は、その到着前に当ホステルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2.宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホステルに置き忘れられていた場合は、発見日を含め 3 カ月間ホステルに保管します。ただし、貴重品については直ちに最寄りの警察署へ届けるものとします。また、飲食物及び雑誌については、チェックアウトの翌日までに連絡がない場合には、当ホステルにて任意に処分させていただきます。

3.当ホステルは、置き忘れられた手荷物または携行品について、内容物の性質に従い適切な処理を行うため、その中身を任意に点検し、必要に応じ、遺失者への返還または前項に従った処理を行うことができるものとし、宿泊客がこれに異議を述べることはできないものとします。

4.第 2 項及び第 3 項の場合における宿泊客の手荷物又は携行品の保管についての

当ホステルの責任は、当ホステルに故意または過失の場合を除き、1万円を限度としてその損害を賠償します。

5.当ホステル内にあるロッカーの利用は利用者の自己責任にて管理していただきま
す。滅失または毀損などの損害について、当館は一切責任を負いません。

宿泊客の責任

(第17条)宿泊客の故意又は過失により当ホステルが損害を被ったときは、当該
宿泊客は当ホステルに対し、その損害を賠償して頂きます。

(1)客室での喫煙が判明した際は、客室売り止め費用を請求させていただきま
す。および消臭費用として5万円を請求させていただきます。

(2)客室内備品および設備を故意又は過失により使用不可になった際は、修理及
び修繕費を請求させていただきます。

客室の清掃

(第18条)1.お客様が2泊以上連続して同一の客室に宿泊される場合、希望があ
る場合を除き、原則として退室時に行わせていただきます。

2.お客様から清掃は不要である旨のお申し出を受けた場合であっても、法令及び都
道府県条例等の趣旨に鑑み、少なくとも4日経過ごとに1回、客室の清掃を行わ
せていただくものとします。但し、当ホステルが必要と認める場合には、隨時客
室の清掃ができるものとします。

3.前項の客室清掃について、お客様は、これを拒否できないものとします。

免責事項

(第 19 条) 当ホステル内のインターネット・Wi-Fi のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任で行うものといたします。ご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ホステルは一切の責任を負いかねます。また、当ホステルが不適切と判断した行為により、当ホステル及び第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償して頂きます。

宿泊登録時の個人情報の取り扱い

(第 20 条) 1.目的:当ホステルご宿泊の申し込みの際に、お預かりした個人情報について、ご宿泊の手配業務およびお客様との連絡に利用させていただくほか、より良い商品の開発やサービスの向上のため各種情報の発信やサービスの案内に、利用させていただきます。

2.第三者への提供の制限:お預かりした個人情報は、利用目的を達成するため、必要な範囲内で取扱を業者に外部委託した場合、または諸法令に特段の規定がある場合を除き、第三者へ提供いたしません。

3.厳重かつ適正な管理：個人情報への外部からの不当なアクセス、個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏洩などの危険を防止するための必要な措置を講じ、個人情

報を安全かつ適切に管理するよう努めます。

約款の改定

(第 21 条) この約款は、必要に応じて隨時改定することができるものとします。

この約款が改定された場合、当ホステルは、改定後の約款の内容及び効力発生日を当ホステルのホームページ若しくは客室内に掲出するものとします。

館内利用規則

ご利用規則

お客様に安全かつ快適にご利用いただくため、宿泊約款第 10 条に基づき次の通り利用規定を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

この規則をお守りいただけない時は、やむを得ずご宿泊並びにホステル内施設のご利用をお断り申し上げ、かつ当ホステルが被った損害ご負担いただく事もございますので、特にご留意下さいますようお願い申し上げます。また、この利用規則を守れないことによって生じた事故については、当ホステルは責任を負いかねますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

適用範囲

本規則は、当ホステルの全施設（宿泊施設、レストラン、ロビー、敷地等すべ

てを含みます。以下総称して「当ホステル内諸施設」といいます。) をご利用されるすべての来館者に適用させていただきます。

なお、当ホステルにご宿泊のお客様（以下「宿泊客」といいます。）には、本規則のほか、当ホステルが定める宿泊約款（以下「宿泊約款」といいます。）を適用させていただきます。

安全と保安上お守りいただきたい事項

1.客室からの避難経路図は各階の廊下のドア内側に表示しておりますので必ずご確認ください。

2.ご滞在中、お部屋から出られる際は、ご自身での私物及び貴重品の管理をお願いいたします。

3.宿泊登録者以外のご宿泊、及び客室内での外来訪問者との面会はご遠慮願います。

5.当ホステルは全館禁煙ですので、指定された喫煙スペース以外での喫煙行為は客室を含みご遠慮願います。

6.客室内では暖房用、炊事用等の火気（器）などの持ち込み使用はご遠慮ください。

7.その他火災の原因となる行為はおやめください。

おやめいただきたい行為

1.ロビー及び客室内に次のようなものをお持込にならないでください。

(イ) 動物、鳥類（ペット類）※盲導犬・聴導犬・介助犬を除く

(ロ) 悪臭及び強い臭いを発する物。

(ハ) 火薬や揮発油など発火あるいは引火しやすいもの。

(二) 適法に所持を許可されていない銃砲刀剣類。

(ホ) 著しく多量のお荷物、及び物品。

(ヘ) その他、法令で所持を禁じられている物。

2.ホステル内で、賭博及び風紀を乱すような行為、又は他のお客様に迷惑を及ぼす

ような言動はなさらないでください。

3.客室やロビーを事務所及び展示室代わりにご使用なさらないでください。

4.ホステル内でお客様に広告物を配布するような行為はなさらないでください。

5.客室は、ご宿泊以外の目的にはご使用なさらないでください。

6.ホステル内及び敷地内で、商業目的や他のお客様にご迷惑をかけるような写真撮

影は固くお断りいたします。

7.バックヤード、非常階段、機械室等お客様用以外の施設に立ち入らないでください。

い。

8.パジャマ、スリッパ等のままで、館内（当ホステル内緒施設）からお出かけにな

ることはご遠慮くださいますよう特にお願い申し上げます。

9.館内の諸設備及び諸物品についてのお願い。

(イ) その目的以外の用途にご使用なさらないでください。

(ロ) ホステルの外へ持出さないでください。

(ハ) 他の場所に移動し、加工したりなさらないでください。

10.廊下やロビーにおける所持品の放置はご遠慮下さい。（長時間におよぶもの

は、場所により保管及び中身を調べさせていただくことがございます。）

11.当ホステル内諸施設で他のお客様にご迷惑を及ぼすような大声、放歌、または喧騒な行為はおやめください。

12.未成年者のみでのご宿泊は、保護者の許可がない限りお断りしております。

13.当ホステルを利用する方が心身衰弱、薬品などによる自己喪失など、ご自身の安全確保が困難であった場合、また他のお客様に危険な恐怖感、不安感を及ぼす恐れがあると認められたときは、ご利用をお断りいたします。

14.故意か否かを問わず、建造物、備品、その他の物品を損傷、汚染または紛失させた場合には相当額の弁償していただくことがあります。

15.その他当ホステルが不適当と判断する行為はなさらないでください。

貴重品のお取扱いについて

ご滞在中の現金、貴重品の保管については、宿泊者ご自身で管理してください。

万が一、現金、または貴重品の滅失、紛失、毀損、盜難等にあわれましても、その損害の賠償はいたしかねますのでご了承ください。

なお、美術品、骨董品などの品物はお預かりできません。

お支払について

1.お勘定は前払いにてお支払ください。

2.その他の料金はホステルから請求があり次第お支払ください。

3.ご予定の宿泊日数を変更される場合は、あらかじめフロントにご連絡下さい。ご延長の場合には、延泊の日数分のお支払をお願い致します。

4.旅行小切手以外の小切手でのお支払及び両替には応じかねますのでご了承ください。

5.お支払についてのご不明の点がございましたら、ご遠慮なくフロントにお尋ねください。